

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○救急医療機関の認定

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○都市計画事業の認可

○開発行為に関する工事の完了(二件)

ページ

## 告 示

○宮城県告示第七百七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団常仁会 東泉堂病院	涌谷町字追廻町七十番三	平成二十八年九月十七日	平成三十一年九月十日

○宮城県告示第七百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 鹿島台鳴瀬線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
東松島市浅井字池塚一八番一地先から 同市野蒜字山崎二〇番二地先まで	七・五 一・二・九	七・五 一・三・一	一一・〇	一一〇・〇

○宮城県告示第七百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台鳴瀬線	東松島市浅井字池塚一八番一地先から 同市野蒜字山崎二〇番二地先まで	平成二十八年 九月二十日

○宮城県告示第七百七十七号

村田町から仙南広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画火葬場

2 名称 四百一号柴田斎苑  
二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）  
○宮城県告示第七七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百七十号朝日竹の里線

三 事業施行期間

平成二十八年九月二十日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市字朝日、竹の里一丁目、三色吉字亀及び字山桜地内

2 使用の部分

なし

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

東松島市赤井字関の内一号六十三番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字川前四番百七番地四プロムナー

ド B二〇二

伊藤 久泰

東松島市赤井字川前四番百七番地四プロムナー  
ド B二〇二

伊藤 行美

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

東松島市小野字中央三十五番二、三十五番三、  
三十五番四、三十五番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区芋沢字赤坂十五番地三

大内 孝信